



トピックス

2021年8月30日

ロックダウンで経済回復：ニュージーランドを見よ

ロックダウンとは何か？

日本もロックダウンを導入すべき、という意見が増えていています。たしかに、ワクチンだけでは、コロナウイルスに打ち勝てません。しかし、ロックダウンとは何なのか、意味が曖昧なまま論じられています。

疫病対策としてのロックダウンは、広義では、活動制限全般を指します。この意味では、日本もロックダウンを導入済みです(外出の自粛要請、飲食店の営業制限(罰則あり)など)。いずれにしても、定義を確定しなければ、体系的な対策も打てません。この点で参考にすべきは、ニュージーランドの取組みです。

ニュージーランドの場合

ニュージーランド政府は、優れたデザインのウェブサイトなどで、丁寧に情報を発信しています。それによると、同国は4段階のアラート体制をとり、最も厳しい「レベル4」をロックダウンと呼びます。

主な内容は、外出・移動制限、イベント禁止、公共施設や学校の閉鎖、営業の制限(賃金補助あり)または在宅勤務化です。意図的な違反者には、4千NZドル(約30万円)以下の罰金か、6か月以内の禁錮刑が科されます。なお、入国者の隔離義務はレベル1~4全てに含まれ、違反すると罰則が科され得ます。

実際には相当柔軟に運用

ただし、ニュージーランドのロックダウンでも、多くの例外が設けられています。例えば「必須の外出」は許容され、これには食品や医薬品の購入(それらの店舗は営業可)のほか、近所での運動も含まれます。

罰則が適用されることも、極めてまれです(ニュージーランド法務省によると昨年、罰金は46件、禁錮は85件)。活動制限の違反者に対し、警察は、教育第一のアプローチ(まずは注意する)を採用しているためです。罰則に至るのは、常習的な違反や警察への反抗など、悪質と判断されるケースに限られます。

法的根拠も特段問題なし

以上のようなニュージーランドの対策を根拠づけるのは、『公共健康対策法』です。同国でコロナウイルスの陽性が最初に確認されたのは昨年2月ですが、その約2か月後に、早くもこの法が成立しました。

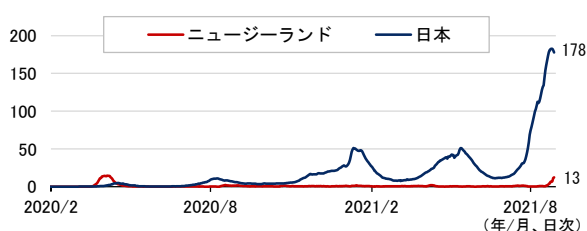
ニュージーランドでも、自由の制限は妥当か、との議論があるものの、健康危機下でのロックダウンは正当、というのが通説です。同国の憲法にあたる『権利章典』が定める「人権や自由の合理的な制限」に該当する、と理解されているのです(なお日本国憲法上も、「公共の福祉」の観点から、自由の制限は可能)。

Covid-zero 戦略を堅持

ニュージーランドは、今もコロナウイルスの撲滅を目指しています。そのため今月中旬、感染が再拡大する兆しを察知するや否や、昨年4月以来の「レベル4」を発令しました(国民の大多数がそれを支持)。

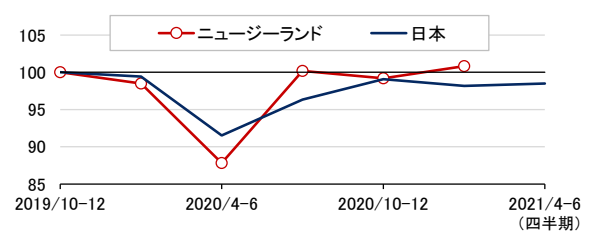
今までニュージーランドは、そうした果敢な対応で、感染を抑えてきました(図表1)。結果、経済は昨年後半以降、日本より早く回復し(図表2)、中央銀行の利上げも視野に入っています。そのように感染抑止にも経済回復にも有効である以上、ニュージーランド式のロックダウンを、日本もよく研究すべきです。

図表1. Covid-19(新型コロナウイルス感染症)の新規陽性者数(人口100万人あたり、7日移動平均、人)



(注)2021年8月28日まで
 (出所)Our World in data, Bloomberg よりデータを取得し、しんきん投信作成

図表2. 実質国内総生産(GDP、2019年10-12月期=100) ~ニュージーランドは感染流行前の水準へ回復済み~



(注)ニュージーランドの4-6月期分は未発表
 (出所)各国政府の統計よりデータを取得し、しんきん投信作成

(チーフエコノミスト 辻 佳人)



＜本資料に関してご留意していただきたい事項＞

- ※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- ※特定ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

【お申込みに際しての留意事項】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 **上限 3.3%(税抜 3.0%)**
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 **上限 0.3%**

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 運用管理費用(信託報酬)・・・純資産総額に対して、**上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)**
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくお読みください。

- ※「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。
- ※東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ※東証REIT指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。